

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育国庫負担法は憲法・教育基本法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律です。

しかし、昭和60年度予算で義務教育費国庫負担金から旅費・教材費が除外されて以来、恩給費、共済費の追加費用等が、平成16年度には退職手当・児童手当が除外され、現在の負担金はほとんどが教職員の給与費・諸手当が適用対象となっています。

「三位一体の改革」のなかで「義務教育費国庫負担制度の見直し」が大きな焦点になっています。

義務教育費国庫負担金を、平成18年度末までに8,500億円程度減額するとし、平成17年度は暫定措置として4,250億円を国庫負担金から削除し、税源移譲予定特例交付金としました。

「三位一体の改革」では、削減幅の全額を地方に税源移譲するといわれていますが、移譲されたとしても40道府県で現在の国庫負担金額より税源移譲額が下回る試算がされています。ほとんどの道府県では深刻な財源不足に陥り、現行の教職員配置が困難になります。45道府県まで広がってきた少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされてしまうおそれが生じてきます。

以上の趣旨から、義務教育国庫負担制度の堅持を求め、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出いたします。

平成17年10月4日

宮城県名取市議会議長 渡辺至男

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿